

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

現行版（令和 6 年 9 月版）											改定版（令和 7 年10月）											改定理由
単位：mm											単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1	3	7	4		組立て	平均間隔 d	± φ	$d = D / (n - 1)$ D：本間の長さ n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロット当りに対して各面で1 箇所以上測定する。 最小かぶりは、コンクリート標準示方書《設計編・標準7編2章2.1》参照 ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。 注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（P C 橋含む）の鉄筋については、第3編2－18－2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・ト部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4	1	3	7	4		組立て	平均間隔 d	± φ	$d = D / (n - 1)$ D：n 本間の長さ n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロット当りに対して各面で1 箇所以上測定する。 最小かぶりは、コンクリート標準示方書《設計編・標準7編2章2.1》参照 ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。 注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（P C 橋含む）の鉄筋については、第3編2－18－2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・ト部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4	誤記修正
						かぶり t	設計かぶり±φかつ最小かぶり以上				かぶり t	設計かぶり±φかつ最小かぶり以上										
13	港湾・漁港編				鉄筋フレア溶接出来形管理表						13	港湾・漁港編				鉄筋フレア溶接出来形管理表					追記	

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版（令和6年9月版）								改定版（令和7年10月版）										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 要	試験成績表等による確認	改定理由
シム・コンクリート・コンクリート・コンクリート・吹付けコダ	材料	使用される材料は、JIS A 5005に規定されている。	組骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	骨材 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、雪害冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○	シム・コンクリート・コンクリート・コンクリート・吹付けコダ	材料	使用される材料は、JIS A 5005に規定されている。	組骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、雪害冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○	誤記修正
リレー・セメント・コンクリート・ダム・橋脚・コンクリート・吹付けコダ	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ 5 cm 以上 8 cm 未満：許容差±1.5cm スランブ 8 cm 以上 18cm 以下：許容差±2.5cm スランブ 2.5 cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭柱（場所打設、非簡基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1 m 以上）、涵洞工、樋門、橋管、水門、水路（内幅2.0 m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、隧道、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種		リレー・セメント・コンクリート・ダム・橋脚・コンクリート・吹付けコダ	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ 5 cm 以上 8 cm 未満：許容差±1.5cm スランブ 8 cm 以上 18cm 以下：許容差±2.5cm スランブ 2.5 cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭柱（場所打設、非簡基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1 m 以上）、涵洞工、樋門、橋管、水門、水路（内幅2.0 m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、隧道、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種		誤記修正

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版（令和6年9月版）								改定版（令和7年10月版）										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	改定理由
覆1工 コン メン タリ ・コ ン ク リ ー ト ・コ ン ク リ ー ト ダ ム・	施 工	必 須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡ごとに1回、なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個（α7…3個、α28…3個）とする。 ※早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（α3）を追加で採取する。 ※打設量が小規模の場合は別紙「日当たり打設量が小規模となるVeeva（Veeva）の品質管理基準」による。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、面張工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		覆1工 施 工 必 須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡ごとに1回、なお、テストピースの採取は、1回につき6個（α7…3個、α28…3個）とする。 ※早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（α3）を追加で採取する。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、面張工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		誤記修正			
覆1工 コン メン タリ ・コ ン ク リ ー ト ・コ ン ク リ ー ト ダ ム・	施 工	必 須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、面張工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		覆1工 施 工 必 須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、面張工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		誤記修正		
3 既 成 杭 工	材 料	必 須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○	3 既 成 杭 工	材 料	必 須	外観検査（鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭を含む）・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		適用範囲の明確化	

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版（令和6年9月版）								改定版（令和7年10月版）										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規 格 値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規 格 値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	改定理由
3 既成杭工	施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	[門内溶接部の目違い] 外径700mm未満：許容値 2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値 3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値 4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。		3 既成杭工	施工	必須	外観検査（鋼管杭（ 鋼管ソイルセメント杭を含む ））	JIS A 5525	[門内溶接部の目違い] 外径700mm未満：許容値 2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値 3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値 4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。		適用範囲の明確化
3 既成杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343 -1, 2, 3, 4, 5, 6	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。			3 既成杭工	施工	必須	鋼管杭（ 鋼管ソイルセメント杭を含む ）・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343 -1, 2, 3, 4, 5, 6	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。		適用範囲の明確化	
3 既成杭工	施工	必須	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 （20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）			3 既成杭工	施工	必須	鋼管杭（ 鋼管ソイルセメント杭を含む ）・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 （20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）		適用範囲の明確化	
3 既成杭工	施工	必須	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 （20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。		3 既成杭工	施工	必須	鋼管杭（ 鋼管ソイルセメント杭を含む ）の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 （20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。		適用範囲の明確化
3 既成杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭（根固め）水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は 一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。			3 既成杭工	施工	必須	鋼管杭（ 鋼管ソイルセメント杭を含む ）・コンクリート杭（根固め）水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は 一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		適用範囲の明確化	

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版（令和6年9月版）								改定版（令和7年10月版）										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規 格 値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規 格 値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	改定理由
3 既成杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい固固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm2		3 既成杭工	施工	必須	鋼管杭（ 鋼管ソイルセメント杭を含む ）・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい固固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm2		適用範囲の明確化
M27 掘工 コンクリート（NAT）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は3回の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料1回/日以上、積造物の重量度と工事の規模に応じて20から150㎡ごとに1回。なお、テストピースは 打設場所 で採取し、1回につき6本（φ7…3本、φ28…3本）とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上。またはレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場・JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる		M27 掘工 コンクリート（NAT）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は3回の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料1回/日以上、積造物の重量度と工事の規模に応じて20から150㎡ごとに1回。なお、テストピースの 採取は 、1回につき6本（φ7…3本、φ28…3本）とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上。またはレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場・JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる		誤記修正
30 路上再生路盤工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 表-3、2、8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲 による	当初及び材料の変化時			30 路上再生路盤工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 表-3、2、9 路上で破碎した経整再生骨材の目標粒度範囲 による	当初及び材料の変化時			諸基準類との整合
31 路上表層再生工	施工	必須	かさほぐし深さ	「舗装再生便覧」 付録-8に準じる	－0.7cm以内	1,000㎡毎			31 路上表層再生工	施工	必須	かさほぐし深さ	「舗装再生便覧」	－0.7cm以内	1,000㎡毎			諸基準類との整合
55 港湾付属工	材料	その他	ゴムの物理試験（防舷材）	JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253 JIS K 6257 JIS K 6262	表13-3 ゴムの物理的性質参照	製造前製造会社の試験		○	55 港湾付属工	材料	その他	ゴムの物理試験（防舷材）	JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253 JIS K 6257 JIS K 6262	表2-45 ゴムの物理的性質参照	製造前製造会社の試験		○	誤記修正

土木工事写真管理基準 新旧対照表

現行（令和6年9月）										改正（令和7年10月）										改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要		編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要		
						撮 影 項 目	撮影頻度〔時期〕									撮 影 項 目	撮影頻度〔時期〕			
										3	2	4			既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	偏心量（鋼管杭・掘削心） 1 施工箇所に1回 [打込後]				新規追加
																根入長（鋼管杭、ロッド） 1 施工箇所に1回 [打込前]				
																数量、杭径（ソイルセメント柱径） 全数量 杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後				
																杭頭処理状況 1 施工箇所に1回 [処理前、中、後]				
13	1	3	17		3) ベトロラム被覆	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水士船、溶接機等	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影	13	1	3	17		3) ベトロラム被覆	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水士船、溶接機等	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影	修正
						製品（F R P等）		取付前、取付後								製品（F R P等）		取付前、取付後		
						施工状況	設置状況	取付時	F R P等保護材の設置状況							施工状況	設置状況	取付時	F R P等保護材の設置状況	
						形状寸法	測定状況	測定時								形状寸法	測定状況	測定時		
						出来形の確認（陽極）	被覆防食完了状態	取付完了時	完了の部分（1箇所）及び正面全体と延長方向を撮影							出来形の確認	被覆防食完了状態	取付完了時	完了の部分（1箇所）及び正面全体と延長方向を撮影	
						（電位測定装置）	電位測定	測定時	電位差測定の状況											
					（素地調整）	使用機械	コンプレッサー、ケレン工具等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影						（素地調整）	使用機械	コンプレッサー、ケレン工具等	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影	
						施工状況	作業状況	施工時								施工状況	作業状況	施工時		
						完成	完成全景	完成時								完成	素地調整完了状態	完成時	完了の部分（適宜）	
					（防食工）	使用機械	取付則工具	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影						（被覆）	使用機械	取付則工具	施工時	使用機械器具が判明できるように撮影	
						施工状況	作業状況	施工時								施工状況	作業状況	施工時		
						出来形の確認	測定状況	測定時												
						完成	完成全景	完成時								完成	被覆完了状態	完成時	完了の部分（適宜）	